

計画作成年度	平成31年度
計画主体	高山市

## 高山市鳥獣被害防止計画

### 【連絡先】

担当部署名 高山市農政部農務課  
所在地 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地  
電話番号 0577-35-3141  
FAX 番号 0577-35-3166  
メールアドレス [noumu@city.takayama.lg.jp](mailto:noumu@city.takayama.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和2年度～令和6年度
対象地域	高山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度末）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水 稲	2.5ha 29万円
	い も 類	0.1ha 3万円
	雑 穀	0.1ha ー 万円
	果 樹	2.5ha 153万円
	飼 料 作 物	3.7ha 16万円
	野 菜	4.8ha 433万円
	そ の 他	0.2ha 6万円
	農 業 用 施 設	1.8ha 252万円
	計	15.7ha 892万円
ニホンカモシカ	水 稲	0.2ha 2万円
	豆 類	0.5ha 1万円
	果 樹	0.8ha 46万円
	飼 料 作 物	0.1ha 1万円
	野 菜	1.9ha 169万円
	計	3.5ha 219万円
ニホンジカ	水 稲	0.1ha 1万円
	雑 穀	0.3ha 1万円
	果 樹	1.0ha 63万円
	飼 料 作 物	0.4ha 2万円
	野 菜	0.3ha 31万円
	計	2.1ha 98万円
ニホンザル	果 樹	0.1ha 6万円
	野 菜	0.6ha 54万円
	計	0.7ha 60万円
アナグマ	飼 料 作 物	0.3ha 1万円
	野 菜	0.1ha 8万円
	農 業 用 施 設	0.7ha 95万円
	計	1.1ha 104万円
ハクビシン	雑 穀	0.1ha ー 万円
	果 樹	ー ha 1万円
	野 菜	0.2ha 16万円
	計	0.3ha 17万円
タヌキ	野 菜	0.3ha 27万円
	農 業 用 施 設	0.3ha 42万円
	計	0.6ha 69万円

ツキノワグマ	果 樹	0. 1 h a	7万円
	飼 料 作 物	0. 1 h a	1万円
	野 菜	0. 2 h a	21万円
	計	0. 4 h a	29万円
カ ラ ス	水 稻	— h a	1万円
	果 樹	0. 5 h a	30万円
	野 菜	0. 4 h a	33万円
	農 業 用 施 設	2. 0 h a	277万円
	計	2. 9 h a	341万円
ヒ ヨ ド リ	果 樹	0. 4 h a	25万円
	計	0. 4 h a	25万円
カ ワ ウ	水 産 業	(被害量4. 5 t)	255万円
	計	(被害量4. 5 t)	255万円
合 計		27. 7 h a	2, 109万円

## (2) 被害の傾向

高山市は、面積の大半が山間・中山間地域であり、また、広大な市域のため被害を及ぼす鳥獣の種類も多く、特にイノシシによる農作物への被害は市全域に広がっている。

### ①イノシシ

イノシシによる被害は3月から10月にかけて発生している。被害区域は市全域であり、近年人家近くへの出没も多くなっている。被害は採草牧地や果樹園地の掘り起こし、水稻、飼料作物（特にトウモロコシ）、野菜類への食害のほか、畦畔、農道、水路及びその法面など農業用施設の掘り起こし、山裾の斜面の掘り起こしなどである。

また、豚熱（CSF）については、豚へのワクチン接種が始まったものの、野生イノシシへのまん延が収束していないことから、引き続き家畜への感染が危惧される。

### ②ニホンカモシカ

ニホンカモシカによる被害は通年発生している。被害区域は市全域であり、近年人家近くへの出没が多くなっている。以前は植林木が中心の被害であったが、近年は林縁部の農地において、水稻、果樹、野菜、飼料作物など、また市街地の家庭菜園、庭木への食害が発生している。市街地での出没による人身危害・交通事故等の発生も危惧される。

### ③ニホンジカ

ニホンジカによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は久々野町、一之宮町、清見町、荘川町などの市南西部地域となっている。被害は野菜、果樹、飼料作物への食害のほか、市南部地域では樹木への皮剥ぎ被害が発生している。高山地域以北での目撃例もあり被害区域の拡大が危惧されている。

### ④ニホンザル

ニホンザルによる被害は通年発生している。被害区域は、朝日町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷の高山市東部地域となっており、近年は久々野町、一之宮町などの高山市南部地域、また清見町、荘川町などの高山市西部地域でも被害が発生しており、被害区域が拡大している。被害は野菜、果樹などであり、住居やその敷地への侵入や人への威嚇行動なども見受けられる。

### ⑤アナグマ

アナグマによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は野菜、飼料作物（特にトウモロコシ）などであり、特に収穫間近の作物を食い荒らすなどの被害が発生している。

### ⑥ハクビシン

ハクビシンによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は野菜、果樹などであり、特に収穫間近の作物を食い荒らすなどの被害が発生している。また、積雪期は人家の床下や屋根裏などへの侵入や営巣など、生活環境被害も発生している。

### ⑦タヌキ

タヌキによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は野菜などであり、特に収穫間近の作物を食い荒らすなどの被害が発生している。

### ⑧ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は春から秋（無積雪期）にかけて発生している。被害区域は市全域であり、人家近くへの出没も多くなっている。被害は果樹、飼料作物（特にトウモロコシ）などであり、大量出没年には人身事故も発生している。

⑨カラス

カラスによる被害は通年発生している。被害区域は市全域であり、市街地での被害も発生している。被害は野菜、果樹、飼料作物（特にトウモロコシ）などへの食害のほか、ビニールハウスの穴あけなど農業用施設への被害、生ゴミの食い荒らしや居住地での糞尿被害など生活環境へも被害も発生している。

⑩ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は通年発生している。被害区域は市全域であり、特に果樹園においての果実や花芽への食害が深刻な問題となっている。

⑪カワウ

県南部において水産業に対する大きな被害が発生している。高山市においては、近年、高原川流域、飛騨川流域、馬瀬川流域、庄川流域での目撃数が増えており、漁業協同組合からの捕獲許可申請件数も増加している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成30年度）		目標値（令和6年度）	
	面 積	金 額	面 積	金 額
イ ノ シ シ	15.7ha	892万円	10.9ha	624万円
ニホンカモシカ	3.5ha	219万円	2.4ha	153万円
ニホンジカ	2.1ha	98万円	1.4ha	68万円
ニホンザル	0.7ha	60万円	0.4ha	42万円
ア ナ グ マ	1.1ha	104万円	0.7ha	72万円
ハクビシン	0.3ha	17万円	0.2ha	11万円
タヌキ	0.6ha	69万円	0.4ha	48万円
ツキノワグマ	0.4ha	29万円	0.2ha	20万円
カラス	2.9ha	341万円	2.0ha	238万円
ヒヨドリ	0.4ha	25万円	0.2ha	17万円
カワウ	(被害量4.5t)	255万円	(被害量3.1t)	178万円
計	27.7ha	2,109万円	18.8ha	1,471万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が任命した鳥獣被害対策実施隊員に捕獲を依頼し、年報酬と捕獲頭羽数に応じた報償金を支払っている。</li> <li>・有害鳥獣捕獲補助者制度の導入による捕獲体制の強化を図っている。</li> <li>・狩猟免許新規取得に対する補助金制度による捕獲技術者の確保を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策実施隊員は増加しているものの、高齢化が進んでいるため、後継者の育成が必要である。</li> <li>・補助者制度の導入による捕獲体制の強化を図っているところであるが、地域ぐるみの捕獲体制の更なる強化が必要である。</li> </ul>
防護施設の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者団体等に対し、防護柵等の設置にかかる費用について、国庫事業の場合は10/10 または定額、市単独事業の場合は2分の1から4分の3の額を助成している。</li> <li>・地域ぐるみの被害防止を推進するための学習会・研修会を開催している。</li> </ul>	<p>防護柵等の整備は進んでいるが、さらなる被害軽減を図るためには、集落・地域ぐるみで効果的な追い払いや防護柵等を設置する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害を防止するためには、鳥獣のエサとなるものの除去や緩衝帯の整備などの「生息地管理」、追い払いや侵入防止柵・防鳥ネットの設置などの「被害防除」、被害を及ぼす鳥獣を捕獲する「個体数管理」を総合的に行うことが重要であり、それらを地域ぐるみで行うことにより効果が上がる。これらを踏まえ次のことに取り組む。

①イノシシ

- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲
- ・豚熱（CSF）まん延防止のための防疫対策の徹底

②ニホンカモシカ

- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲

③ニホンジカ

- ・被害の情報収集
- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲

④ニホンザル

- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・ロケット花火を利用した追い払い
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わな（大型囲いわなを含む。）による捕獲

⑤アナグマ

- ・エサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・わなによる捕獲

⑥ハクビシン

- ・エサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・わなによる捕獲

⑦タヌキ

- ・エサ供給源となるものの除去
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・わなによる捕獲

⑧ツキノワグマ

- ・緩衝帯の整備やエサ供給源となるものの除去
- ・ロケット花火などによる追い払い
- ・侵入防止効果の高い防護柵の設置
- ・銃器、わなによる捕獲

⑨カラス

- ・エサ供給源となるものの除去
- ・ロケット花火などを利用した追い払い
- ・防鳥ネットによる侵入防止対策
- ・銃器、箱わなによる捕獲

⑩ヒヨドリ

- ・ロケット花火などを利用した追い払い
- ・防鳥ネットによる侵入防止対策
- ・銃器による捕獲

⑪カワウ

- ・ロケット花火、ドローンなどを利用した追い払い
- ・銃器による捕獲

●地域ぐるみの取組

鳥獣に関する知識や被害防止対策に関する学習会・研修会を開催し、被害防止意識の向上を図る。

●捕獲体制の強化

農家等の狩猟免許取得の促進など実施隊の後継者育成、農家と実施隊の連携など地域ぐるみの捕獲体制を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市から任命された者で組織される「鳥獣被害対策実施隊」が編成されており、この実施隊に対象鳥獣の捕獲を依頼するとともに、出没・被害情報の提供など農家等と実施隊との連携を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和6年度	イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で効果的な捕獲機材を導入するとともに、農家等の狩猟免許取得を促進し、狩猟者・実施隊員の確保、育成を進める。</li> <li>・農家等と実施隊との連携（パトロール、情報提供等）による捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・狩猟免許新規取得に対する補助金制度による捕獲技術者の確保を図る。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方	
①イノシシ	イノシシの捕獲数は、平成27年度494頭、平成28年度648頭、平成29年度656頭、平成30年度1,115頭、平成31年度955頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を1,200頭とする。
②ニホンカモシカ	ニホンカモシカの捕獲数は、平成27年度88頭、平成28年度98頭、平成29年度85頭、平成30年度84頭、平成31年度44頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を100頭とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）の計画数による。
③ニホンジカ	ニホンジカの捕獲数は、平成27年度240頭、平成28年度230頭、平成29年度307頭、平成30年度354頭、平成31年度585頭となっている。また、令和2年度761頭、令和3年度867頭、令和4年度768頭と増加傾向にあることを勘案し年間捕獲計画頭数を850頭とする。
④ニホンザル	ニホンザルの捕獲数は、平成27年度112頭、平成28年度114頭、平成29年度93頭、平成30年度139頭、平成31年度134頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を300頭とする。
⑤アナグマ	アナグマの捕獲数は、平成27年度2頭、平成28年度0頭、平成29年度7頭、平成30年度7頭、平成31年度10頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を20頭とする。
⑥ハクビシン	ハクビシンの捕獲数は、平成27年度2頭、平成28年度1頭、平成29年度6頭、平成30年度7頭、平成31年度17頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を20頭とする。
⑦タヌキ	タヌキの捕獲数は、平成27年度12頭、平成28年度4頭、平成29年度7頭、平成30年度18頭、平成31年度21頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を30頭とする。
⑧ツキノワグマ	ツキノワグマの捕獲数は、平成27年度30頭、平成28年度21頭、平成29年度88頭、平成30年度49頭、平成31年度172頭となっているが、大量出没年により振れ幅が大きいことから、年間捕獲計画数を100頭とする。
⑨カラス	カラスの捕獲数は、平成27年度35羽、平成28年度17羽、平成29年度19羽、平成30年度29羽、平成31年度9羽となっているが、農業被害、生活環境被害は通年発生している。これらを勘案し年間捕獲計画数を200羽とする。
⑩ヒヨドリ	ヒヨドリは、平成27年度から平成31年度の5年間捕獲されていないが、果樹被害は通年発生している。これらを勘案し年間捕獲計画数を20羽とする。
⑪カワウ	カワウについては、平成28年度の捕獲許可申請数量が100羽、平成29年度の捕獲許可申請数量が90羽、平成30年度の捕獲許可申請数量が110羽、これらを勘案し年間捕獲計画数を150羽とする。

※平成31年度の捕獲数は令和元年12月31日現在、ニホンカモシカについては平成31年度捕獲計画頭数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等（頭、羽）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ニホンカモシカ	100	100	100	100	100
ニホンジカ	600	600	600	850	850
ニホンザル	300	300	300	300	300
アナグマ	20	20	20	20	20

ハクビシン	20	20	20	20	20
タヌキ	30	30	30	30	30
ツキノワグマ	100	100	100	100	100
カラス	200	200	200	200	200
ヒヨドリ	20	20	20	20	20
カワウ	150	150	150	150	150

※異常発生、大量出没があった場合は、上記計画数に関わらず捕獲するものとする。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、ニホンジカについては、農作物の被害の大きな場所へ、安全で効果的な捕獲が期待できる箱わな・くくりわなを設置し捕獲率を高める。</li> <li>・ニホンカモシカについては、従来どおり銃器による捕獲を推進するが、くくりわな、箱わなでの捕獲も推進する。</li> <li>・ニホンザルについては、従来どおり銃器による捕獲を推進するが、箱わな、大型囲いわなでの捕獲も推進する。</li> <li>・アナグマ、ハクビシン、タヌキについては小型箱わな等での捕獲を推進する。</li> <li>・ツキノワグマについては、銃器及び安全性の高いドラム缶箱わな等による捕獲を推進する。</li> <li>・カラス、ヒヨドリ、カワウについては、銃器による捕獲を推進するとともに、カラスについては箱わなによる捕獲を推進する。</li> <li>・農家等の狩猟免許取得の促進など実施隊の後継者育成、出没・被害情報の提供による農家等と実施隊の連携など地域ぐるみの捕獲体制を強化する。</li> <li>・市内にある射撃場の積極的な利用により、実施隊員の捕獲技術の高度化及び捕獲時の安全確保を図る。</li> <li>・ICT技術等を活用した新技術を導入し、捕獲の高度化及び効率化を図る。</li> </ul>

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンカモシカ ニホンジカ ニホンザル アナグマ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ	侵入防止柵 150ha	侵入防止柵 150ha	侵入防止柵 150ha	侵入防止柵 150ha	侵入防止柵 150ha
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha	防鳥ネット 5ha
カワウ	—	—	—	—	—

※耐用年数の経過に伴う更新や、他獣種に対応するための機能強化などの再整備を含む。



(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和6年度	イノシシ、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ツキノワグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ	被害防止研修会の開催、緩衝帯の設置、追い払い活動、新技術の導入及び実証ほ場の展示等

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れのある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
高山警察署	捕獲協議、安全確保
飛騨県事務所	捕獲協議
高山市各地域鳥獣被害対策実施隊	追払い、捕獲実施

(2) 緊急時の連絡体制

別紙フローチャートのとおり
---------------

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高山市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
高山市農業委員会	事業推進
飛騨農業協同組合	事業推進、営農指導
岐阜県農業共済組合飛騨支所	事業推進、被害調査
飛騨高山森林組合	事業推進、被害調査
飛騨農林事務所農業普及課	事業推進、技術指導、地域への普及啓発
高山市改良組合長会連絡協議会	被害調査、地域の意見集約
飛騨猟友会	有害鳥獣捕獲の実施、地域への助言
飛騨農業振興会	事業推進、情報提供
高山市農政部農務課	事務局
その他高山市鳥獣被害防止対策協議会規約に定める団体	対策の実施、被害状況の集約

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
飛騨農林事務所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
中山間農業研究所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
飛騨県事務所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに鳥獣捕獲に関する情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲および捕獲の指導、侵入防止柵の設置の指導及び被害防止対策の推進及び技術の普及等を行う。 また、市内にある射撃場の積極的な利用により、実施隊員の捕獲技術の高度化及び捕獲時の安全確保を図る。
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲後速やかに埋設または焼却処分をする。また、イノシシ、ニホンジカについては、食肉及び特産加工品としての利活用を図ることとするが、イノシシについては、豚熱（CSF）が収束するまでは防疫対策を徹底して埋設または焼却処分をする。ただし、岐阜県版野生いのししジビエ利用マニュアルに適合する処理施設で食肉処理されたものについては、利用を推進する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

別紙

緊急時の連絡体制

